

美和 ノート

取り調べを受ける心がまえ 『被疑者ノート』作成のすすめ

令和元年10月15日改訂版

(これは、岐阜県弁護士会の美和勇夫弁護士が作成した逮捕された被疑者への連絡・解説事項で、日本弁護士連合会では「美和ノート」と呼ばれているものです。 一部大阪弁護士会の秋田弁護士が加筆)

あなたは突然の逮捕にびっくりされたことでしょう。
天地がひっくりかえるほどに動転されていることでしょう。
このノートはこれから始まる取り調べやその対応などについてわかりやすく解説した
ものです。

目次

1	逮捕	2
2	捜査とあなたの対応について	2
3	調書のとられかたについて	4
4	あなたの黙秘権について	8
5	接見禁止と弁護人への手紙について	11
6	偽計による取調べについて	12
7	検事取調べについて	13
8	うその言い訳について	13
9	裁判員裁判について	15
10	取調べを受ける法律	19
11	被疑者ノート記載例	22

1 逮捕

逮捕、勾留手続（警察での身体拘束）は逮捕されると、少なくとも原則**23**日間ぐらいは続くと思って覚悟して下さい。（最初に逮捕期間が2～3日あり、その後引き続き勾留期間として10日間拘束され、これが延長されると更に10日間続きます）

取り調べは山登りやマラソンのように長くつらいものです。

（しかし終わりのない調べはありません。23日間で終わります）

23日後、裁判所に起訴（裁判決定）されれば、事案によってはすぐに保釈金を積んで**保釈**で出られる場合もないことはありません。これはあなたが事件（事実）を綺麗に認めている簡単な事案だけです。

だから保釈は認められるとしても、原則として、2ヶ月半くらい先に行われる第一回裁判までは難しいと思って下さい。

嫌疑不十分などで『起訴』（裁判）されないか、軽い『**罰金**』処分にしてもらえれば釈放されることもあります。逮捕勾留の間、『面会禁止の処分』（**接見禁止決定**）が裁判所より出されますと『**弁護人以外の者**』とは会わせてもらえないとか、『**弁護人以外の者**』からの手紙等の文書の差し入れも原則として23日間届きません。（取り調べは、別件で再逮捕されないかぎり・原則23日間です）起訴されれば、もう強制の調べはありませんが、裁判が終わるまで身柄拘束は原則として続いています。



2 捜査とあなたの対応について

捜査というものは、おだやかに**適法・適正手続**きでおこなわれなければなりません。

しかし「現実の取り調べ」は相当厳しく、大声で怒鳴られることもあるかと思います。警察から殴られたり暴力を振るわれるようなことも、あるかもしれません。

そんなことは法的に絶対許されませんが、あったらすぐ弁護人に面会を求めて報告して下さい。

ひどいことを言って怒鳴られたら、誰がいつ言ったか、その『セリフ』『やりとり』をよく覚えておいて、差し入れをした『**被疑者ノート**』に詳しく書いて報告して下さい。（これはあなたと弁護人との法律で守られた秘密のやりとりです）

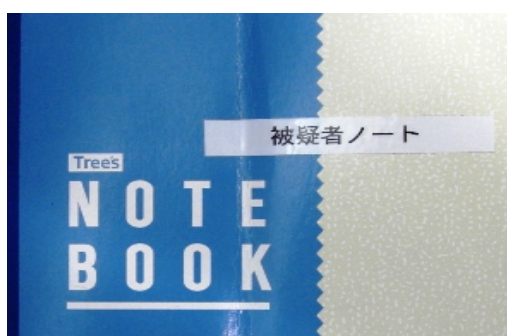
「てめえこのやろう」

とか

「警察をなめるなよ、ばかやろう」

というようなたぐいの具体的セリフです。

毎日の取り調べの状況は差し入れた『被疑



者ノート] へ日にち、何時のことなどきちんと 日記のつもりで書いて下さい。
(あなたが毎日の取り調べ内容を細かくノートに書くことは非常に重要な事です)

主な内容は弁護人の私へ手紙で書いて知らせることです。

面会のさい弁護人に「被疑者ノート」を持ってきて接見室でみせることです。過去の取り調べの内容を思い出して、口でしゃべって説明することは難しいものです。このノートを警察に見せる必要・義務は全くありません。見られることもありません。

「**弁護人と何をしゃべったか?**」など警察に聞かれても答える義務はありません。

警察官がそういうことを聞く事自体・弁護人とあなたとの『**秘密面会権**』を侵害することであって間違っています。(違法です)

あなたが毎日しっかり書いた被疑者ノートは、将来「**取り調べのひどさ**」などを裁判所の法廷で訴え証明する為使うことも出来る重要なものともなります。

尚・警察官・検察官が『**捜査の際書いているメモ**』も今後は弁護人が要求すれば法廷に出さねばならないことになりましたので・・・取り調べの時どういうものに何をかいているのか注意して観察しその都度、被疑者ノートに書いておいて下さい。

「取り調べのメモなんか作っていない」と言って隠されるおそれがありますから・・・
取り調べる警察側はあなたを疑っています。

だからあなたも弁護人も警察が『**適法手続き**』で調べをやっているのかどうかを疑い、チェックする必要があるのです。

警察官は『**犯罪捜査規範**』（国家公安委員会規則）によれば、『**個人の基本的人権を尊重して捜査をしなければならない**』とされています。(取り調べの警察官はこの規定があることをあまり知りません)

あなたの取り調べにあたって、大声で脅せば、警察官の方が『脅迫罪』を犯していることになりますし、そういう取り調べ方法は違法です。

『朝早く』からと、『夜遅く』まで無理に調べが行われたり、体調の悪い時の調べ要請があった場合は、「体調が悪い」と言って調べを断って下さい。

それでも無理な調べがあれば月日、時間、担当者の名前等をよく覚えておいて、その時の『調書』には**指印**を押さず、弁護人に報告して下さい。(指印を押すことは当然断ることができます) 警察署長や検察官、あるいは裁判所へ連絡し然るべき法手段をとって弁護人が抗議するなりします。



「抗議をしたら、もっとひどい取調べになるのではないかな」

と、不安になる必要はありません。弁護人に訴えて下さい。

ひどい取調べをするのは、証拠が弱いからなのです。あなたから自白をとらないと、不安だからです。不安な人間ほど、居丈高(いたけだか)

になって、相手を屈服させようとするものです。弁護人が警察・検察庁へ抗議すれば、必ずこちらの言い分をきちんと丁寧^①に聞いてくれるようになります。

3 調書のとられかたについて

まずあなたはどのような容疑で逮捕されたのか、よくわからない時は「逮捕状」に何と書いてあるのか警察官に聞いて下さい。逮捕に続いて勾留された時は、どのような疑いで勾留されるのか「勾留状」に書かれていることを聞いて下さい。その事実に沿って警察の取調が行われて行きます。

作成される調書は、最後にみせてもらった上、よく読んでもらって、違ったことが（ニュアンスも）書かれていたら、（訂正してもらうまで）署名押印をしてはいけません。

調書は、録画・録音のように、あなたの言い分を正確^②に記録するものではありません。

取調官が、あたかもあなた自身が話した言葉であるかのように、まとめて作文しています。短く要約^③されてしまってあなたの言い分が適切に書かれないこともあります。

あなたの言ったことや思っていることとは違う内容（調書）になることはよくあるのです。

あなたには、誤った調書の内容を訂正^④してもらう権利^⑤があります。

刑事訴訟法198条4項は、取調官が供述調書を作成した後、「被疑者に閲覧^⑥させ、又は読み聞かせて、誤がないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立^⑦をしたときは、その供述を調書に記載しなければならない」と定めています。

あなたは取調官に対し、供述調書の記載内容を訂正することを求める権利があります。

あなたに納得がいく訂正がなされるまで署名押印^⑧をする必要はありません。

「まあいいか」ではいけませんよ。

長い調書が作成された場合、その一部分だけを取りあげて、訂正を申し立てるのは、むずかしいことですが申し立てて下さい。訂正が一部だけだと、訂正しなかった部分は、あなたが納得した部分だと思われてしまいます。

よく取調官は、たくさん訂正すべき箇所がある場合に、「こちらはお前の言うとおりに訂正してやるから、こちらの部分は俺の言うとおりに認めろ」と妥協を迫ってきます。

人間というものは、一つ相手に譲ってもらうと、こちらも譲ってあげないといけないような気持ちになってしまいます。しかし、それは大変危険なことです。（間違^⑨った自白調書^⑩となります。書かれてしまえば、後の裁判手続で訂正することは困難です。）

訂正をするときは、よく考えて、すこしでも疑問が残れば、供述調書全部の最後の署名押印を拒否して、弁護人と相談することをおすすめします。

警察などの『誘導』に乗せられたり、作文調書に妥協したりし



てしまって、**不利益なことを認める調書**はとらせてはいけません。

訂正する場合でも、取調官はよく、調書に「弁護人に〇〇の点は認めてはいけない、と言われたから訂正します」などと書き加えようとしています。

これは、訂正を弁護人の責任にすると同時に、訂正した内容に信用性がないように見せかけるためのテクニックですから、気をつけてください。

弁護人に言われたからではなく、それが事実（本当のこと）であるから訂正するので。そのような付け加えを許してはいけません。断るべきです。

そのような書き加えがある以上、やはり最後の署名押印を拒否すべきです。（この署名押印の拒否が取調官には目の上のたんこぶになるのです）

あなたを逮捕するまでに、古い出来事について、警察は徹底的に（あなたの不利なことについて）裏をとってすでによく調べています。しかしそれが本当かどうかは、『相手の言い分』であって、本当のことはわかりません。

反対にあなたは忘れてしまって、記憶にないこと、あなたに有利なことがたくさんあるはずです。特に日時は忘れています。そういう時は、とりあえず覚えていないことは「**覚えていません**」

と言わなければなりません。

調書には、あなたが『しゃべった通りのことが書かれない』ことがよくあります。

よく見せてもらいなさい。

書かれてしまったあとの裁判で「警察が勝手に書いた」ことだと主張しても、時すでに遅しで、通らないことがほとんどです。

「調書をよく見せて欲しい」

と言って、**見せてもらって、納得できなかつたら、署名押印を拒否して下さい**。

（裁判官は**密室**の警察や検察庁で、どのようにひどい取り調べが行われているかなどほとんど知りません。できあがった調書だけを信用して裁判をされるからこわいのです）

たいがい取調の事実、は、『古い出来事』です。今、突然逮捕されたあなたの手元には、出来事を書いたノートも覚書（メモ）携帯電話、パソコンも日記もありません。

誰かに確かめることも出来ません。わすれていること・思い違いしていることなど多いものです。

ひとつずつゆっくり思い出して、記憶にないこと、忘れてしまっていること、違っていることは、認めてはいけません。

「そこは、よく覚えていません」「思い出せません」

と言うべきです。

「相手がこう言っているからこうだ」



「共犯者はこう言っておるぞ」

と言われても簡単に認めてはいけません。日時もそうです。

実際には、相手や共犯者が言ってもいないのに、取調官がうその説明をすることがよくあります。これを「偽計（だまし）による取調べ」といいます。

もちろん違法ですが、取調べは密室で行われるため、あとから本当に偽計（だまし）があったかどうかをあなたや弁護人が証明するのが難しいのです。

忘れたことは

「忘れました」「覚えていません」「日にちは今となってはわかりません」などとはっきり言うべきです。言われるままに調書をとってはいけません。

調書は警察に有利に、つまり、あなたに『不利益なストーリー』として構成されて書かれることが普通です。しかし、あなたがくりかえし誤りを主張すれば、警察も慎重に調書を取るでしょう。言いなりになれば、彼らが考えたストーリーが、あたかもあなたが話したことであるかのように、書かれてしまいます。彼らが考えたストーリーであっても、あなたが署名・指印を押してしまえば、立派な『自白調書』の出来上がりですから

後になって裁判所で

「違っている」

と言ってもまず通りません。

（特に検事調書はひっくり返すことが難しく・重要です！）



『指印』は法律的には、押さなければならないという義務はありません。

断ることも法的には自由です。

法的には、取調官の方が、あなたに署名押印をお願いできるだけなのです（刑事訴訟法198条5項に「被疑者が、調書に誤のないことを申し立てたときは、これに署名押印を求めることができる。但し、これを拒絶した場合はこの限りでない」と規定されています）

調書を見て、よく読んで納得がいったらサインをしてもよろしい。納得できなければ「弁護士に相談する」

などと言って、弁護人が面会に行くまでサインは断ってかまいません。脅しなど取調方法に納得がいかない場合もサイン・指印は断ってかまいません。

たとえ調書が全部できあがっていても断ってよろしい。断り切れなかったら弁護人から断ってもらうように頼みなさい。

署名がなければ調書は白紙と同じです。

調書は何もしゃべらないという『白紙』でもかまいません。調書を取らぬも法的にはあなたの自由です。サインがなければ、その調書は裁判所に出されることはな

いのです。

もっとも、あなたは、ちゃんと調書をとってもらわないと不利になるのではないかと思い込みがちです。取調官もそのような被疑者の心理をよく知っていて、「そのように否認をするなら、これ以上は取調べをしない」などと突き放してくることもあります。

しかし、不安になる必要はありません。

言いたいことを言うチャンスはこれから先『裁判』の時などいくらでも方法があります。必要な言い分は、弁護人から捜査官に伝えることも可能です。

(あなたが直接、検事・警察宛に言いたいこと・抗議の手紙を書いてもよいのです。接見禁止だと検事への手紙も出せませんので弁護人が受け取って提出してあげます)

取調官は、決められた期間(原則23日)のうちに、捜査を終えなければなりません。

そのため、ずっと調書作成を拒否していたら、根負けした取調官の方が、(12日目ぐらいから・・・)被疑者に「調書を取らせてくれ!」と頼んでくることもよくあります。このように実際には、調書を取りたいのは取調官の側なのです。

たとえ調書を取られていても、最後の部分のサインをするのは弁護人と相談してからでもあなたには決して遅くはありません。かまわないことです。

否認をしていると、取調官は、よく「そんなことを言っていると不利になるぞ」と言ってきます。しかし、よく考えてみてください。彼らは、「真実」を語るように求めているのでしょうか?

「真実」ではなく、「彼らが考えている間違っただストーリー」を押しつけようとしていることがほとんどなのです。嘘のストーリーを認めなければ、不利になるというのはおかしいことなのです。

しかも、彼らは「重い罪を認めないと不利になる」と言っているのと同じです。実際は逆です。嘘で重い罪を認めたことによって、有利になるはずはないのです。

また、否認をしていると取調官は、よく弁護士の悪口を言ってきます。「あの弁護士の言うことを聞いていたら、お前は不利になる・裁判官の心証が悪くなるぞ」「あの弁護士は金のことしか考えていない」などと言った言葉です。(警察の言ういい弁護士とは、警察の言い分を認めてくれる弁護士のことですからまちがえてはいけません。警察はあなたの親族などには親切そうに振る舞い、あの弁護士は換えたほうがいいのかねませんよ)

一度、調書を取られても、ふにおちず内容を訂正したかったら「間違っていたので、もう一度調書を取り直して下さい」

と、何度もしつこく言ってください。

一度言ってしまったことは、調書の撤回ができないかのように思い込んでしまう人が



多いのですが、撤回（調書の取り直し）は可能です。要は、あなたにとって、**何が真実か**が重要なのですから。ただし、先ほども述べましたように、中途半端な訂正は、かえって不利になるかもしれませんので、間違っているところは全てきちんと訂正してもらいなさい。訂正してくれなければ弁護士から伝えてもらうことです。

4 あなたの黙秘権について

裁判でも取調でも当然『**黙秘権**』というものがあります。

これはあなたの重要な『法律上の権利』です。

警察は『しゃべりたくなければしゃべらなくてもよい』という黙秘権があることを取調の前に本人に伝える義務があります。（刑事訴訟法198条）

検察庁でもその後の裁判所でも同じです。（裁判所では、きちんと告げています）しかし、警察では、『黙秘権があること』について分かるように教えてくれません！

これは違法なことです。

「正直にしゃべれ。だまっていることはやましいことがあるからだ」

「だまっている理由をいえ。言えないだろう」

と、どなったりして、**自白を強要することが多いものです**。これは**黙秘権の侵害**です。

それは誤った『警察の仕事』です。（警察は被疑者に、より重い罪を認めさせることが自分たちの使命だと思い込んでいることがおおいものです。これは間違っています）

自白の強要は『違法』です。将来、裁判所で、調べた警察官が法廷へ証人として呼び出されるかもしれません。その場で彼らは、あなたに自白を強要したとは絶対に認めません。強要したことはないというウソをつくのが常です。

なぜなら、彼らは自白の強要が違法な取調べであることをよく知っているからです。

彼らは、調書を取りたいが為に、あえて違法な自白強要をしているのです。

しゃべりたくないことがあれば

「**言いたくありません**」「**しゃべりません**」「**黙秘します**」

と言えばよいのです。（**憲法38条、不利益供述強要の禁止**）

「しゃべらない」「しゃべりたくない」理由を言う法的必要はありません。

違法事実があるというのであれば、警察はあなたの自白以外の・他の客観証拠・証人などを集めてそれらで証明しなければならないというのが捜査の大原則です。

黙秘することはあなたの権利ですから捜査官にしゃべらなければならない義務はありません。裁判官が「しゃべるもしゃべらぬも、法律的には自由であって黙秘したからといってそれだけで不利な扱いはいしません」と逮捕されてすぐの裁判所で行われる「勾留



質問」の時に、説明してくれるとおりで。困ったことにこれがわかっていない（守らない）警察官が多いのです。

あなたへの「黙秘権の告知義務」は警察にも検事にも裁判官にもあるのです。

取調官も人間ですからイライラして相当怒ると思います。しかし怒るのは『警察の勝手』でも、**強制的にどなりつけてしゃべらせることは『違法捜査』です。**

もしかようなことがあって調書を無理矢理取られたりしたら、年月日・時間・捜査官の名前・その具体的セリフを、差し入れた「**被疑者ノート**」に記載して、接見の際、『そのときのやりとり』を弁護人に詳しく報告して下さい。

弁護人は、警察署長なり、県警本部、あるいは検察庁に無理な調べをしないように抗議します。裁判所に違法手続きの抗議もします。そうすれば警察の取り調べ態度も変わります。

逮捕されているからといって、あなたが卑屈になることはありません

（人間何かのひょうしでいつ当事者の立場が逆になるかもしれないと思って下さい）。

繰り返しますが『黙秘権』（しゃべらなくてもよい権利）は逮捕された人に対して、**日本の憲法・法律が当然の権利として保障しているものです。**

「黙っていることは認めたと同じだ」

「逮捕されたお前等に黙秘権などあるか」

「はずかしくないか」「しゃべらない理由をいえ」

「理由が言えないなら正直にしゃべれ」

「弁護士のいうことをきいていると罪がおもくなるぞ・裁判官の心証がわるくなるぞ」

などという捜査官がよくいますがそんなことはありません。

黙秘する理由をいう必要はありません。黙秘はあくまで黙秘しますでよろしい。

「とにかくこのことについて私はもうしゃべりたくありません」と言えばよろしい。

この美和ノートを見せて、

「黙秘権についてこう書かれていますが、どこが間違っていますか？」

と尋ねてみなさい！

「今はしゃべりたくありません」

「裁判になったら裁判所でしゃべります」

「調書は取りたくありません」

と言ってもよいのです。



くりかえします。 **調書は無理に取る必要はありません。**

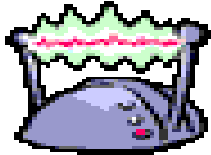
取らされる義務はありません。

「今日は取りたくない」「調書など取りたくありません」

と言ってもよいのです。

法律上はあなたが『任意』に取られた自白調書しか刑事裁判上は効力がありません。

このことをよく覚えておいてください。



尚最近・「ウソ発見器にかけるぞ」「やましくなかったらやれ」と半強制されることがよくあるようですが・・・ウソ発見器にかけてしゃべらせることは**黙秘権の侵害**になりますので、やりたくなければ「応じません」「やりません」とことわってよろしい。無理矢理かけることは出来ません。

警察には、仕事の性格上、『逮捕して、取調を強行すること』は正義であり、『黙秘したり、弁護をされること』は悪であるという感覚を持つ人が多いのですが、法的には間違っています。

「悪いことをしておいて、なんで弁護士をつけるんだ」

とよく言われますが、そんなことはありません。弁護士にはあなたの味方になってあなたの権利を守る仕事があります。

あの（しゃべることの大好きな）田中角栄・元総理も5億円を受け取ったというロッキード事件では『黙秘権』を使って、捜査での取り調べでは一切しゃべっていませんし、調書も全く取らせませんでした。白紙だったそうです。

裁判所においても『黙秘権』を使って結局何もしゃべりませんでした。（これは法律的には違法ではなく、合法です）

しゃべったらしゃべったことについてまた色々聞かれ、混乱させられることもあります。「しゃべらなくてもよい」というのは逮捕されたあなたの権利ですから、しゃべらなくてもいいのです。

また神奈川県警の**現職警察官**ですら、警察が共産党の『電話盗聴事件』をおこし、検察官の調べを受けたとき、この『黙秘権』を使って一切しゃべらなかったのです。（これも合法です。）

このように、**普段怒鳴って、取り調べをする警察官でも、いざ自分が逮捕された時には弁護人を付け、黙秘権を使って『何もしゃべらない』ということもあることをよく覚えておいて下さい。**黙秘権は権利です。

日本では、黙秘権行使は非常に重要です。なぜなら、日本の取調べ過程はビデオ録画・録音もないことが多く、弁護人の立ち会いもない**密室**で行われるため、下手に言い訳を

しても被疑者（あなた）の供述が簡単にねじ曲げられてしまうからです。

あなたの弁解を聞いた上で調べ上げ、警察に「味方する証人のみ」を探してきてあなたに**不利な捜査**だけをして、あなたの弁解・言い訳をわざとつぶしてしまうような捜査が行われることもよくあります。あなたに有利な証人は調べてくれないのです。

このような違法・不当捜査を防ぐあなたの最大の武器が、黙秘権なのです。

黙秘権はテレビの時代劇取り調べをみてもわかるように、おかみが無理にでもウソの自白をさせてきたことの『過去の反省』から生まれたもので、**近代法治国家**ならどこでも認められている法律上の権利です。

このように『黙秘権』は、憲法上、刑事訴訟法上、国民に保障された（逮捕されたあなたの）権利なのです。

現代は、テレビの『遠山の金さん』の

「**やい！ ありていに申さんと為にならんぞ！**」

という取り調べの世界とは違います。



5 接見禁止と弁護人への手紙について

（法的には）、裁判所からあなたへ『**接見禁止決定**』が出されていても、弁護人には手紙が出せます。

『**接見禁止決定**』は、あなたと一般人との面会等を禁止するという『裁判所の決定』であって、弁護人を拘束するものではありません。（刑訴法 8 1 条）弁護人と接見することは禁止できません。

だから**弁護人には、自由に手紙が書けます。弁護人からの手紙も届きます。**（刑訴法 3 9 条）このことを知らない人が多いのです。警察も教えてくれませんし接見禁止決定を下した裁判所も説明しません。弁護士すら知らないことがままあるのです。

（法律が認めていることです。弁護人への手紙は書いたらすぐに投函するよう頼みなさい。警察は土曜日だ・休日だ・主任がいないなどと言って遅らせたりすることがよくありますから**日にち**には注意して下さい）

もし

「弁護士に手紙を書くのはだめだ」などと

言われたら、裁判所へ準抗告（抗議）の申立をしますので、弁護人との面会の連絡を留置係の人に頼んでください。

よく、

「いったん上司に見せ、許可を受けてくる」

と言って、手紙を留置場から外に持ち出す留置係がありますが、そう言って手紙のコピーをとられたりします。これは違法です。（手紙が弁護人に届くことが相当遅くなることがよくあります。何月何日何時に手紙を渡したのかノートに記入しておいて下さい。私の手紙が届いた日も遅れることがよくありますから被疑者ノートにきちんと書いておく）

ことです。なんだかんだと理由をつけて遅れること・遅らすこと・がよくありますから注意して下さい・・・)

警察官が手紙を**読んで、事件内容について**「こういうことを書いてはいけない」などとあれこれ言うのは『弁護人との接見の話』をドアの外から警察官が聞いていることと同じで法的に認められることではありません。それは警察官が、あなたと弁護人との憲法上保障された『**通信の秘密**』秘密面接権・を侵すことと同じで、違法です。(刑訴法39条)

留置係の警察官は「あなたが自殺するおそれがあるとか、逃亡を図っている」などという留置管理上の注意をあなたに言えるだけです。手紙に書いてあることは「**証拠隠滅だ**」などと・・・言って弁護人とあなたとの通信内容についてくちをはさむ権利は全くありません。

6 偽計による取調べについて

「誰々の調書がこうなっているからこうであるはずだ」

「これを認めないと保釈もきかない、刑が重くなるぞ」

「認めれば罰金で済む」などと

言われても、『事実と異なっている記憶の場合』『よく覚えていない場合』は、真実と違ったこと、あるいは『忘れてしまって記憶にないこと』について警察官・検事に間違った調書を取らせてはいけません。

「**こんなものでは調書にならぬ**」「こんな調書では困る」

と言われても、それは向こうさん(警察・検察庁)の都合が悪いということだけであって、簡単に妥協して言われるままに調書を取り、後でバカを見ることがあってはいけません。

「〇〇は、・・・と言っているかもしれないが、古いことなので私には覚えがありません」

「〇月〇日の何時頃のことと言われても、(手元にメモ、ノート、携帯もなく)私はよく覚えておりません」

と言うべきです。

もし、無理に調書を取られ訂正してくれなかった場合は、すぐ後の検察庁の『検事調べの時』に事実を申し述べて『調書の訂正』をしてもらうことができます。

警察では、共犯者がいる場合、

「〇〇はこのような認めているぞ。どうだ、その通りだろう。違ったことを言うと不利になるぞ」

と言って、ウソではめられることがままあります(偽計による取調べ) 気をつけてください。



7 検事の取調べについて

検察庁は警察の捜査を指導監督出来るいわば上級の捜査機関です。23日間のうちに警察の調べが一段落するごとにあなたは検察庁で検事の調べを受けることになります。

検事は、自分でも調べをして警察が捜査や取調べで集めた証拠資料などを法律と照らし合わせ、あなたの事件を起訴する（裁判にかける）かどうかを最終的に判断します。

検事は、警察ほどひどく怒鳴りつけたり、怒ったりはしないものです。比較的良好話を聞いてくれるはずですが、一部に怒鳴ったりする例外的なひどい検事もいます。

そのような検事に当たった場合は、無能な検事に当たったと思い、（むしろ運が良かったとも思って）黙秘した上で何もしゃべらず、そのひどいやり取りの様子（検事の言ったセリフ）を被疑者ノートに詳しく書いておいて、弁護人に報告して下さい。弁護人がそういう違法取り調べを検事に抗議します。

※検事調べのときに、警察とは違ったことをしゃべってもかまいません。（このことを知らない人が多いものです）

検事調書の方が警察調書よりずっと重要です。

検察庁の取調の段階で、『間違った自白調書』が作られてしまうと、後で裁判所での裁判手続に入ってから、

「あれは間違っていました」

と言ってひっくり返すのは非常に困難となります。（95%は通りませんよ！）

裁判官は警察・検察庁における取調べの現場・修羅場を知りませんから、あとで裁判になり法廷で何を言ってもあまり信用してくれません。

このことをよく承知して、くれぐれも調書は慎重に取るようにして下さい。



8 うその言い訳について

すぐばれるような『ウソの言い訳』などはしないことです。

あなたを逮捕するまでに、あるいは逮捕後、警察はすでにほとんど**自分たちに有利な万全の下調べ**をやっています。

ウソを言えば、警察には何人も捜査官がいますから、すぐにあちこちまわって**裏付けの調査**をされて、

「お前ウソを言ったな！・・・」

ということになります。

弁護人にもいい加減なウソは言わないで下さい。ウソを言われて、それを弁護人が信じて行動したばかりに、捜査がとんでもない方向へ動くことがあります。

ウソを言ってつじつま合わせをするくらいなら、あなたには『**黙秘権**』があるのです

から、

「私はしゃべりたくありません」

と言うべきです。ウソを言って組織で固められた警察をごまかせるほど警察は甘くありません。

よろしいですか！ そのこのところをよく承知しておくことです。

取調べの期間は、逮捕されてから原則23日間もあって、マラソンをはじめて走るくらいにとんでもなく長く苦しくつらいものですがゆっくり思い出して、確実なことのみを調書に取るようにして下さい。それでいいのです。

「誰々がこう言っているから、〇月〇日〇時には、こうこうであったはずだ・・・」

と言われても、既に記憶がなければ、

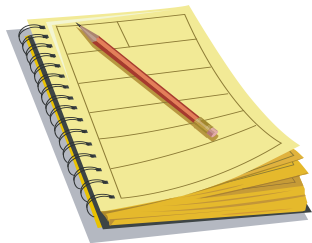
「はっきりしません」

「おぼえていません」

「記憶があいまいです」

「手元に手帳もメモもなく確認できません」

などと答えるべきです。



そうすれば、法律的には警察は、それ以上強く追及できないはずです。警察はあなたの日記・メモ・携帯電話などの通信履歴（いつだれと電話したか、メールしたか）をガサイレ（搜索差し押さえ）で入手していてもあなたには見せません。

見せずに、矛盾したこと・記憶の混乱した過去の出来事をあなたにわざと言わせ、「警察であなたがウソをついた・うそつきだ」と裁判官に心証をとらせることも平気です。だからあいまいな事、あいまいな覚えを言ってはいけないのです。

「警察に証拠があったら私にも見せて確認させて下さい」

といってもよろしい。

ただ被害者の調書は見せられても『うのみ』にしてはいけません。

被害者の調書はおおげさに書かれており、事実とは違うことが多いのが常です。

捜査は、このように誘導・誤導・だまし・おどし・同情・なんでもありの世界です。

しかし悲しいかな警察の密室でのそういった出来事を証明する方法があなたにはありません。

困ったことに裁判官はそういう捜査の現場をしりません。見たことがないのです。

（だから『被疑者ノート』に捜査の内容・実態を細かく書いておく必要があるのです）

矛盾していますが・・・警察の「取り調べ室でおどしはなかった」という・警察のうそは説明が困難ですが、あなたの出来事のウソは警察の裏付け捜査で簡単にくつがえります。

だから弁護人に対して、
「〇〇に対して連絡をとって、〇〇〇だと答えるように伝えて欲しい」
と言って、**ウソのつじつま合わせをするようなことはやめて下さい。**
そんなことは警察の裏付け捜査ですぐばれますし、その人がまたウソを言うことにな
ってボロを出し『証拠隠滅罪』で警察に調べられることになります（よく身代わり運転
などでウソを言った人が逮捕されていることと同じです。）
繰り返しますが、**すぐにばれるようなウソ**を言ってごまかす
ことはしないで下さい。ウソを言ってボロを出すくらいなら、
「しゃべりたくありません。黙秘させて下さい」
「記憶にありません」
「そのところは調書を取りたくありません」
「そうやって答えてもよいと弁護士から聞いています」
（黙っている権利はあると聞いていますと言えばよろしい）
と言った方が賢明です。その為に黙秘権があるのです。



裁判官が法廷でも説明するように「黙秘したからと言って
それだけで被疑者・被告人を不利に扱ってはいけない」というのが法律の建前です。

被疑者ノートの内容を手紙でこまめに書いて弁護人に出して下さい。
答え方など分からないことがあれば、弁護人に面会を求めて下さい。
弁護人は、他の事件も抱え忙しいので、すぐには面会できないこともあります。
被疑者ノート・弁護人への手紙をおおいに活用して下さい。
なるべく早く面会いたします

9 裁判員裁判について

- ① 平成21年5月から殺人・放火・強盗・強姦事件など刑の重い犯罪については裁判官
3名と民間の裁判員6名で裁判を行う **裁判員裁判** が行われています。



これまで無罪を争う刑事裁判などは
1年以上数年間と長く時間をかけて証
拠・証人調べの裁判が何回も行われて
きました。しかし裁判員裁判では、民間の
裁判員が6名入り事件の争点が整理され
て、裁判が始まると**短期連続集中裁判**で
処理されます。（4～10日くらい）

ところがあなたの裁判（公判）が始
まる前に、裁判を集中してスピーディーに

行うため『公判前整理手続き』というものが裁判所・検察官・弁護人の間で何回も行われ、この手続きが数ヶ月（争いのない事件）から1年間（否認事件）くらいかかります。原則としてこの公判前整理手続の段階であなたに不利な検察側の証拠も、あなたに有利な弁護側証拠も決められることになります。

そこでなんと言っても重要なのは、あなたが逮捕されてから23日間の取調べ段階で作られるあなたの調書です。これがもとになって、公判前整理手続を通じて、あなたに有利な証拠を弁護側が集めていくことになります。『公判前整理手続までのあなたにとって有利な証拠収集』が必要となります。

あなたはこの美和ノートをくりかえし読み、被疑者ノートに毎日の取り調べ内容の細かい書き込みをして、捜査側の調書にいかに対応するかを考えなければなりません。

その為に弁護人との打ち合わせをしっかりとやらなければなりません。弁護人は忙しいですから、捜査の実態を訴え・報告する・『弁護人への手紙』もこまめに出すべきです。

毎日のノート書き込みによって『**捜査の争点**』・「**警察がなにをあなたに言わせようとしているのか**」が、しだいにあなたにわかってきます。弁護人に話して弁護人と一緒に考えることです。

あなたは「あなたに有利な事実」を少しでも思い出し、そういう証拠・証人がいることを弁護人に教え動いてもらわなければいけません。

裁判ではあなたの為作られた「捜査側の調書」を裁判員らに全部読み聞かせる方法が採られますので調書は短く要約されたものが法廷に出されます。

裁判員等は警察・検察庁でのあなたの厳しい取り調べがどのようにされてきたのかその実情を全く知らずに『記載された調書の朗読』を聞いて事件の判断をします。



従ってあなたにとって不本意な（納得のいかない）
自白調書がいったん作られてしまえばそれが**要約調書**
化されてしまいます。

調書は裁判で検事によって法廷で**朗読**されます。
裁判段階になってあなたも法廷でしゃべる機会がありますが「取られた調書の内容が違っている」と言ってくるがえすことはまず出来ません。

② 裁判がはじまってからの法廷では『真に・**やむを得なかった事情**』が認められない限り、調べのやり直し・あなたに有利な**新証拠の調べ**などはやってくれません。

「調書は間違っています」「おどされて無理につくられたものです」「調書の記載は任意性がありません」「調べ直して下さい」「私を調べた警察官を法廷に呼んで調べて下さい」、などと裁判になって主張しても**審理の促進化**からとおられません。

時・既に遅しですよ。

だから捜査側の誘導・おどし・だまし・取引などに乗らずあくまであなたの主張・真実を貫いて調書を取ることがこれまでにまして重要となります。

刑事裁判は長く続くこともあります。しかしなんと言っても23日間の警察・検察との取り調べの攻防で殆ど決まります)

- ③ 『裁判員裁判』などに備えて、警察・検察庁では取り調べ状況を**ビデオ**に撮られることがあります。



【検察官】は、殺人、放火など刑の重い事件については、原則としてビデオ撮影しなければなりません(刑訴法301条の2)。実際には、検察官による取り調べでは、ほとんどの事件でビデオ撮影されます。

ただ、検察官が法律上ビデオ撮影しなければならない重い事件でなければ、検察官が警察署へやってきて、ビデオ撮影なしに取り調べを行うこともあります。

【警察官】による取り調べでは、裁判員裁判対象事件、被疑者に知的障害があるような事件、被疑者の責任能力の減退・喪失が疑われる事件などでは、ビデオ撮影がされることがあります。

ビデオ撮影は、あなたが取り調べを受ける部屋に入るところから撮影されていることがあります。

ビデオの前で話したことは、後になって裁判所で「違っている」と言ってもまず通りません。「真実ではないあなたの話」がいったん録画されてしまうと、とりかえしがつきません。**弁護士とビデオ撮影への対応方法の相談ができていない段階で、あなたの話がビデオに録画されてしまうと、とりかえしのつかないことになります。**

裁判になると、あなたがビデオの前で話しているところを録画した映像が、裁判官や裁判員の前で流されることがあります。裁判官や裁判員は、その映像を見て、ビデオの前で話しているあなたの話が真実だと信用してしまいます。裁判になってあなたが違うことを言いだしても、裁判になって嘘をつきだしたただけだと嘘つき扱いされるだけです。

「取調べを撮影しています」と言われたら、まずは弁護士と相談してください。弁護士と相談するまでは、何も話してはいけません。「取調べを撮影しています」と言われたら、「ち

よっと待つて欲しい」「弁護士に連絡して欲しい」「弁護士と相談したい」と言ってください。

それでも、警察官や検察官は、弁護士があなたのところへ来る前に、取調べの状況をビデオに撮ると思います。

そうしたら、弁護士と相談するまでは、何も話さないようにするとよろしい。弁護士と相談するまでは、何も話さないのが得策です。「言いたくありません」「しゃべりません」「黙秘します」と言えばよろしい。

ただ、ビデオ撮影は、あなたにとって良いこともあります。ビデオ撮影をされている間は、警察官があなたを怒鳴ったりできなくなります。警察官が怒鳴っているところもビデオ撮影されてしまうからです。

そのため、あなたは「黙秘します」「ただ録画はしていいです」とだけ言って、弁護士と相談するまで待つてください。



全ての取り調べについてビデオに撮られるとは限りません。取り調べの一部だけしかビデオを撮られないときもあります。取り調べの一部だけしかビデオが撮られないときは、警察・検察庁での調書の『最後のまとめのシーン』を撮るだけが多いと思います・・・それはいかにもあなたがそれまで何の問題点もなくスムーズに事件について述べてきたかの如く裁判員らにみせる「**しかけ**」「**ヤラセ**」のようなものと思って下さい。

いわば警察官にとって「都合のいいところだけの場面」「あなたに不利な場面だけ」を撮って、裁判で取り調べの経過を全くしらない裁判官や裁判員に「被告人は、取り調べで、こういうことを話していました。」と言って見せるのです。

それではあなたが不利になるだけです。

取り調べの一部だけしかビデオを撮られないときは、「**なんで今回だけ撮影するんですか！**」「**取り調べの始めから全部撮影して下さい**」と言わなければいけません。

今まで署名・指印した調書に間違っただ部分があつたときは、ビデオ撮影はチャンスです。

「本当はこういう話なのに、警察官にこう言われて間違っただ調書ができてしまった。」などと言わなければいけません。いい子になって警察官の聞かれた質問に答える必要はありません。間違っただ内容の調書が作られたことを録画してもらうチャンスです。

★★★★★★

これまで私が説明してきたことは次にあげる法律などに規定されています。

「お前まだしゃべらんのか！」

こういう警察官の脅しは、日本で最も重要とされる・**憲法**の 38 条で

「何人も、自己に不利益な供述を強要されない」と、

ちゃんと規定されています。

だから何度でも毎日でもこの美和ノートを読むことが大切です。

取り調べの警察官は、「何が何でも逮捕状通りの調書を作らなければならない」というのが彼らの仕事ですからいたしかたのないことです。

だから「それでは調書にならん！ 俺の仕事にならん」

「そんなことではお前に不利になるぞ！」「刑が重くなるぞ！」というのです。

それは職業がら宿命というものですから、私でも警察官をやっていればそういうかもしれません。

彼らにとっては仕方がないセリフでしょうが、そういう人に脅されて、うながされて、あなたが顔をたててあげる義理も必要ありません。

取り調べを行う警察官などにはこれらの、刑事訴訟法、犯罪捜査規範などの規定をよく理解していない（知らない）人が多いことを頭に入れておいて下さい。

無理な調べがあれば、あなたはこの美和ノートを示し、

「ここにはこう書かれています」と警察官に指摘して下さい。

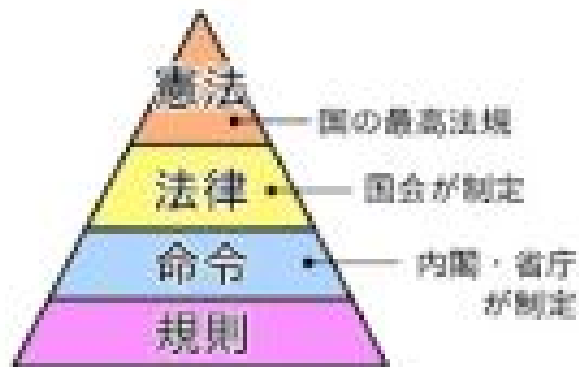
弁護人にも相談してください。

10 取調べを受ける法律について

調べは法律に基づいて行われなければなりません。



憲 法 全ての法律のおおもとになるのが憲法です
憲法に反する法律（解釈）は無効です



第38条 【不利益な供述の強要禁止、自白の証拠能力】

- ①何人も、自己に不利益な供述を強要されない
- ②強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留もしくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。
- ③何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。



<刑事訴訟法>

第39条 【被告人・被疑者との接見交通】

- ① 身体の拘束を受けている被告人又は被疑者は、弁護人又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人となろうとする者（弁護士でない者にあつては、第31条第2項の許可があつた後に限る。）と立会人なくして接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる。
- ② 前項の接見又は授受については、法令（裁判所の規則を含む。以下同じ。）で、被告人又は被疑者の逃亡、罪証の隠滅又は戒護に支障のある物の授受を防ぐため必要な措置を規定することができる。
- ③ 検察官、検察事務官又は司法警察職員（司法警察員及び司法巡査をいう。以下同じ。）は捜査のため必要があるときは、公訴の提起前に限り、第1項の接見又は授受に関し、その日時、場所及び時間を指定することができる。但し、その指定は、被疑者が防御の準備をする権利を不当に制限するようなものであってはならない。

第198条 【被疑者の出頭要求・取調べ】

- ① 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べることができる。但し、被疑者は逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる。
- ② 前項の取調べに際しては、被疑者に対し、あらかじめ、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げなければならない。
- ③ 被疑者の供述は、これを調書に録取することができる。
- ④ 前項の調書は、これを被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤がないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。

- ⑤ 被疑者が、調書に誤のないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる。但し、これを拒絶した場合は、この限りでない。

<犯罪捜査規範>

(取調の心構え)

第166条 取調べに当たっては、予断を排し、被疑者その他関係者の供述、弁解等の内容のみにとらわれることなく、あくまで真実の発見を目標として行わなければならない。

(任意性の確保)

第168条①取調べを行うに当たっては、強制、拷問、脅迫その他供述の任意性について疑念をいだかれるような方法を用いてはならない。

- ② 取調べを行うに当たっては、自己が期待し、又は希望する供述を相手方に示唆する等の方法により、みだりに供述を誘導し、供述の代償として利益を供与すべきことを約束し、その他供述の真実性を失わせるおそれのある方法を用いてはならない。
- ③ 取調べはやむを得ない理由がある場合のほか、深夜に行うことを避けなければならない



(自己の意思に反して供述をする必要がない旨の告知)

第169条①被疑者の取調べを行うに当たっては、あらかじめ、自己の意思に反して供述する必要がない旨を告げなければならない。

- ②前項の告知は、取調べが相当期間中断した後再びこれを開始する場合又は取調警察官が交代した場合には、改めて行わなければならない。

(共犯者の取調べ)

第170条①共犯者の取調べは、なるべく各別に行って、通謀を防ぎ、かつ、みだりに供述の符

合を図ることのないように注意しなければならない。

- ②取調を行うに当たり、対質尋問を行う場合には、特に慎重を期し、一方が他方の威圧を受ける等ることがないようその時期及び方法を誤らないように注意しなければならない。

1 1 差し入れた 被疑者ノート（大学ノート）の記載例です。

このように、出来るだけ詳しく 書いてもらおうと、弁護人接見の時、アドバイスがしやすくなります。

① 9月10日（水）取り調べ（14日目）

朝は、引き当てで9：30～11：35までです。

- ・引き当てから戻り、調書を2枚作りました。

住所のかくにんと思い出した事を2つ言って調書にしました。



1. 電話をかけるふりをして、〇〇を信じこませようとした事。

2. ちゅう車場は、まんたんだった事です。

- ・ 後、少しかぜぎみで、頭が痛く、歯も痛かったので、昼からの調べは無しにしてもらいました。

・ 刑事さんが「たのむわ」とか「毎日、頭がいたいとか歯がいたいじゃあダメやぞ！逃げとるだけやないか！あかんで！」など言っていました。

- ・ 後、担当の刑事さんの上の人が、「どうや？」

「もうそろそろ話すきになったか？」などとも言っていました。
僕が下を向いたら、「まだ話せんかあ～」と言っていました。

②9月11日（木）取り調べ（15日目）

朝は、9：30～検事調べです。

- ・9：30～12：04 まで検事調べがありました。
- ・今回の事件のどこでどういうふうに話したなどを調書にしました。
（7枚）取りました。
- ・（問）（答）でまた調べがありました。
- ・僕が、下を向いていて、検事と目をあわさなかったら、また、かなりのいきおいでおこっていました。「何やそのたいどは！」とか
「お前はまえとかわってない！本当に反省しとるのか？」
「さいばんかんの前でもそのたいどとれるのか？」など・・・

「声が小さい！おれは耳が悪いんや！ほちょうきが見えんかあ？」「大きい声で話をしろ！」とか「はあ？」を何回も俺に言ってきました。
俺の「たいど」で、せっきょうをされました。「そんなにおれがキライかあ？」
とか、「取り調べやでそうしとるのかあ？」
「家族や彼女の前でもそのたいどがとれるかあ？」
など言われました。かなりおこっていました。
- ・後、検事が質問をしてきた事にたいして、8回ぐらい言いました。
「言いたくないです」「しゃべりたくない」「分からないです」「覚えてないです」
と言ったら、めちゃくちゃおこっていました。

検事さんは・・・、

言いたくないとかは「逃げとるだけ」やし、「何かやましい事」があるから、言うんや！お前何かやましい事やウソなどがあるから、言っとるんやろ？

「本当に反省しとるのか？自分さえよければ後のみつかってないよざいなどは、しやべらなくていいのか？」

「見つかったはんざいだけ話せばいいのか？」とくどい事言われ、ひたすらイライラしていました。（おこっていました。）

・検事がおこっているときに、僕が、くせで目をパチクリする事があり、検事は、それを見て、「何や！」「ウソや。自分につごうが悪くなると、そういう目をするのか！」と、僕のまねをしてきました。正直ふかいでした。

2、3回もまねを僕の前でしてきました。

昔からのくせですし、そうやって言われると、話したくなくなり、話さなかったです。

検事さんが質問してきた事にたいし、全部ひてい（否定）しました。

.....
.....
.....